

今月のQ&A

2010年10月

「不適合品の管理」の対象は？

「不適合品の管理」の対象は？

－ 質問者 アメリカ品質学会会員ジミー・エリス(仮名)ほか

ある人達が「監査で指摘された不適合事項も不適合品の管理の対象である」と言い張っていますが、そういうことなのでしょうか？ また、「不適合の原因が担当者にある場合は、その個人に嚴重注意して矯正すべきである」と言う人も多いです。どうなのでしょう？

この質問についてお応えします。

「不適合品の管理」は、社内の日常の製造工程及び検査工程で発見された個々の不適合品、欠陥品を対象とするものであって、個別に処置しなければなりません。監査で指摘された不適合事項は不適合品、欠陥品とは別問題ですから、別の方法で管理して処置するものです。混同している人が多いのですが、惑わされてはなりません。

不適合品、欠陥品(部品、資機材も含む)というものは、実施できる限り、識別して別置きし、修正できるものは個別に修正し、修正できないものは処分しなければなりません。これは、個々の不適合品に対して行うものです。多発するような場合は、再発防止するか、最小限に食い止めるための対策を講じるべきで、それは個々の不適合品に対してではなく、根本原因に対して行うもので「是正処置」になります。

発生した不適合品でも、監査での指摘事項でも、具合の悪いことはすべて担当者のせいにするという「風習」があちこちでまかり通っていますが、それは論外です。明白に担当者に原因がある場合に、嚴重注意や再訓練で矯正したつもりで「再発防止をした」としている例が多いようですが、それで再発防止になるという保証はありませんから、「是正処置」ができたと思うのは正しくありません。個人の能力不足とか、適性が無い場合は、その個人を当該作業に起用したことがそもそも間違いです。十分に訓練されて大丈夫な人を起用するのが第一条件ですが、熟練者でも起こし得るエラーもあり、それに対しては、再発防止の工夫が必要になります。個人の矯正ではなく、作業方法の変更、エラーの検出方法とバックアップ体制の確立などです。

以上